

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

製品名	バススター60DT
会社	日本曹達株式会社
住所	〒100-8165 東京都千代田区大手町2-2-1
担当部門	化学品事業部環境化学品一部環境化学品課
電話番号	03-3245-6148
FAX 番号	03-3245-6248
緊急連絡先情報	化学品事業部環境化学品一部環境化学品課
電話番号	03-3245-6148
SDS 作成日	2004年10月01日
SDS 改訂日	2014年11月18日(02版)

## 2. 危険有害性の要約

### 【GHS 分類】

火薬類	分類対象外
可燃性/引火性ガス	分類対象外
可燃性/引火性エアゾール	分類対象外
支燃性/酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	分類対象外
可燃性固体	分類できない
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	分類対象外
自然発火性固体	区分外
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	分類対象外
酸化性固体	分類できない
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性	分類できない
急性毒性：経口	区分 4
急性毒性：経皮	区分外
急性毒性：吸入（ガス）	分類対象外
急性毒性：吸入（蒸気）	分類できない
吸入毒性：吸入（粉塵・ミスト）	区分外
皮膚腐食性/刺激性	分類できない
眼に対する重篤な損傷/眼	区分 2A

## 刺激性

呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器/全身毒性 (単回暴露)	区分 3 (気道刺激性)
特定標的臓器/全身毒性 (反復暴露)	分類できない
吸引性呼吸器有害性	分類できない
水生毒性 (急性)	区分 1
水生毒性 (慢性)	区分 1

## 【ラベル要素】

## 絵表示 (GHS-JP)



## 注意喚起語

警告

## 危険有害性情報(健康有害性)

飲み込むと有害

強い眼刺激

呼吸器への刺激のおそれ

## 危険有害性情報(水生毒性)

水生生物に非常に強い毒性

長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

## (安全対策)

- 1) 予防策については、「7. 取扱いおよび保管上の注意」、「8. 暴露防止措置及び保護措置」を参照。
- 2) 取り扱い後は、手及び眼をよく洗うこと。
- 3) この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- 4) 粉塵の吸入を避けること。
- 5) 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 6) 環境への放出を避けること。
- 7) 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

## (応急措置)

- 1) 応急処置については、「4. 応急措置」、「5. 火災時の処置」を参照。
- 2) 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- 3) 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
眼の刺激が続く場合、医師の診断/手当てを受けること。
- 4) 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

5) 漏出物は回収すること。

(保管)

- 1) 保管については、「7. 取扱い及び保管上の注意」を参照。
- 2) 容器を密閉して換気のよい場所で保管すること。
- 3) 施錠して保管すること。

(廃棄)

- 1) 廃棄については、「13. 廃棄上の注意」参照。
- 2) 内容物/容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学物質

化学名

ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム・2水和物

化学名	CAS 番号	濃度	化学式	官報公示整理番号	
				化審法番号	安衛法番号
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム・2水和物	51580-86-0	>= 99%	末尾に記載	5-1044	なし(公表化学物質扱い)

《添加剤》

CAS No.	有り
含有量	適量
化審法	非該当
安衛法	非該当

### 4. 応急措置

飲み込んだ場合

- 口をすすぐ。気分が悪い時は、医師に連絡する。
- 無理に吐かせてはならない。

吸入した場合

- 被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- 気分が悪い時は、医師に連絡する。

皮膚に付着した場合

- 多量の水と石鹼で洗う。
- 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受ける。

眼に入った場合

- 水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は、外す。その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受ける。

## 5. 火災時の措置

適する消火剤

大量の水

不適な消火剤

粉末消火剤

火災時の特定危険有害性

火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

特定の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。

消火を行うものの保護

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

消火作業の際は、保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具(ホースマスク等)を着用するのが望ましい。

---

## 6. 漏出時の措置

漏出時の措置

- 1)直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- 2)関係者以外の立入りを禁止する。
- 3)適切な防護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- 4)作業に際しては適切な保護具を着用し、飛散しない方法で回収する。保護具は「8. 暴露防止措置」を参照のこと。
- 5)環境中に放出してはならない。
- 6)河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

除去方法

漏洩物の除去や廃棄物処理は専門家の指示による。

危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策

可燃物(木、紙、油等)は漏洩物から隔離する。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

避けるべき条件

高温、湿気

取扱い

- 1)取扱う場合は、保護具着用のこと。保護具については、「8. 暴露防止措置」参照の事。
- 2)局所排気装置等の換気装置のある場所で取扱う。
- 3)安全注意事項を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 4)吸入、飲み込みをしないこと。眼に入れないこと。皮膚との接触を避けること。

- 5)可燃物や酸化されやすい物質との混触を避けること。6)周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止すること。
- 7)容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取り扱いをしてはならない。
- 8)取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする事。
- 9)添加剤のタルク：産業衛生学会許容濃度 第1種粉塵 吸入性粉塵 0.5mg/m<sup>3</sup>、総粉塵 2mg/m<sup>3</sup>。

#### 保管

- 1)直射日光を避け、換気のよい冷暗所で保管する。
- 2)施錠して保管する。
- 3)保管中、容器は密閉する。

---

## 8. ばく露防止及び保護措置

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム・2水和物のデータ》

厚生労働省（管理濃度） 設定されていない  
日本産業衛生学会（許容濃度） 設定されていない（2009年度）

#### 設備対策

屋内使用の場合、装置を密閉化し、局所排気装置その他の設備対策を実施する。  
取扱い場所の近くに、洗眼器・シャワーを設置する。

#### 保護眼鏡

ゴーグル型

#### 保護手袋

ゴム・塩ビ等の不浸透性手袋

#### 呼吸用保護具

防塵マスク

#### 保護衣

材質を特定しないが、長袖・長ズボン

---

## 9. 物理的及び化学的性質

形状 錠剤  
色 白色  
臭い 刺激臭

#### 融点

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム・2水和物のデータ》  
240～250℃（分解）

#### 沸点

情報なし

#### pH

情報なし
Log Pow
情報なし
溶解度
250g/L (水 25℃)
引火点
引火せず
発火点
情報なし
その他の危険性情報
酸化性を有する。 アンモニア、アミン、酸化剤、還元剤、可燃性物質、強酸、強アルカリ、他の種類の塩素剤との接触に注意する。

---

## 10. 安定性及び反応性

### 安定性・反応性

常温、乾燥状態では安定である。水に溶解すれば次亜塩素酸を生じる。

### 避けるべき物質

アンモニア、アミン、酸化剤、還元剤、可燃性物質

### 危険有害な分解生成物

加熱すると分解し、有毒なガス、蒸気(塩素系ガス、窒素酸化物等)を生じる。

---

## 11. 有害性情報

### 有害性情報

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)：ヒトの暴露における症状として、上気道の刺激、呼吸器系の刺激、時には気管支痙攣を伴うことが記載されているので、区分3(気道刺激性)とした(HSDB(2003))。

### 眼刺激性

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムのデータ》

中程度～重度の刺激性 (ウサギ)

### 急性経口毒性

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムのデータ》

LD50 (ラット)：1400mg/kg

### 急性経皮毒性

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムのデータ》

LC50 (ラット)：>5000mg/kg [\*01]

### 急性吸入毒性

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムのデータ》

LC50 (ラット)：>12.5mg/L (4hr) [\*01]

---

## 12. 環境影響情報

### 生分解性

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムのデータ》

急速分解性がない。[\*02]

### 急性魚毒性

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムのデータ》

LC50 (ヒメダカ)：2.8mg/L (48hr)

### ジノ遊泳阻害毒性

《ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムのデータ》

EC50 (オミジノ)：0.11mg/L (48hr) [\*03]

---

## 13. 廃棄上の注意

### 廃棄上の注意

- 1) 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- 2) 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治体はその処理を行っている場合はそこに委託して処理する。
- 3) 汚染容器及び包装は、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

---

## 14. 輸送上の注意

### 輸送上の注意

- 1) 荷役中の取扱いは、慎重丁寧に行い、手かぎの使用・転倒・落下・衝撃等により容器を傷め、内容物を飛散させてはならない。
- 2) 輸送中は、直射日光や雨水の浸透を防止するため、被覆すると共に、容器を動揺、摩擦、転倒、落下が起こらないように積載・輸送する。
- 3) 水、酸、アルカリ、他の塩素剤、油脂及び他の可燃物に触れさせない。
- 4) 強い衝撃を与えない。

### 国連分類(クラス)

9 (有害性物質)

### 容器等級

III

### 国連番号-品名

3077 (環境有害物質(固体))

---

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	:	通知対象物質	非該当
		表示対象物質	非該当
毒物及び劇物取締法	:	非該当	
消防法	:	非該当	

化学物質排出把握管理促進法（PRTTR法）：非該当

## 16. その他の情報

記載内容の問合せ先

化学品事業部環境化学品一部環境化学品課（TEL：03-3245-6148 FAX：03-3245-6248）

引用文献

14096の化学商品、化学工業日報社

〔\*01〕IUCLID(2000)

〔\*02〕BIOWIN

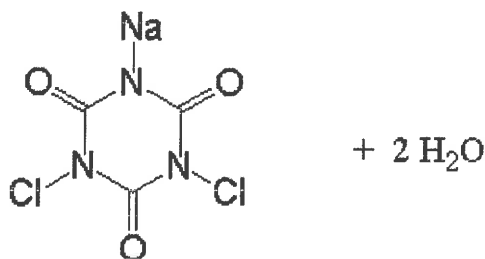
〔\*03〕AQUIRE, 2010

記載内容は現時点で入手できた資料、情報データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、利用してください。

中毒したときの緊急連絡先

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）  
中毒110番 一般市民専用電話（大阪）072-727-2499（情報料無料）  
365日24時間対応  
（つくば）029-852-9999（情報料無料）  
365日9～21時対応  
医療機関専用有料電話（大阪）072-726-9923（1件2000円）  
365日24時間対応  
（つくば）029-851-9999（1件2000円）  
365日9～21時対応

医療機関の方が一般市民専用電話を使用した場合も、  
情報料1件につき2,000円を徴収します。



CAS 番号：51580-86-0

化学名：ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム・2水和物



製品名：バスター6ODT

2014年11月18日(02版)

9 / 9

管理番号：51580-86-0#1

日本 海外ビジネスに関する日本のビジネス関連情報をお届けしています。



TOP  
 ニュース・レポート 基本情報・統計 輸出入・海外進出の実務 ビジネス展開支援

輸出入・海外進出の実務 貿易・投資相談Q&A

貿易投資相談Q&A

制度・規格関連法規

商品ごとの輸入手続き : 化学工業

警告表示 (Warning Label)

Q. 金属触媒を輸入します。運送上の安全性のためWARNING LABELの表示が義務づけられていると聞きましたが、どういふものか教えてください。

A.

1. 海上輸送における危険物  
 国際連合危険物輸送専門家委員会は、危険物の国際間輸送の安全確保と円滑な輸送を図るための勧告規則を2年ごとに出しています。海上輸送に関しては、国際海事機関 (International Maritime Organization : IMO) が「国際海上危険物規程」 (International Maritime Dangerous Goods Code、以下「IMDG Code」) を発行しています。

1. IMDG Codeは海上輸送における危険物を次の9つのクラスに分類しています。

- Class 1 火薬類
- Class 2 高压ガス
- Class 3 引火性液体類
- Class 4 可燃性物質類
- Class 5 酸化性物質類
- Class 6 毒物類
- Class 7 放射性物質
- Class 8 腐食性物質
- Class 9 有害性物質

航空便に乘せられない物

金属触媒はClass 4.2の可燃性物質に属し、さらにClass 4.2 (は、区分I可燃性物質、区分II自然発火性物質、区分III水反応可燃性物質に分かれます。金属触媒は区分II自然発火性物質であり、IMDG Code では乾性のもの (Dry) と湿性のもの (Wetted) に分けて掲載されています。いずれもClass 4.2、区分IIです。IMDG Codeに掲載されている危険物には、それぞれすべて国連番号 (UN No.) が付けられています。例えば金属触媒 (乾性) の国連番号は2881、同 (湿性) が1378です。これら危険物リストはIMDG CodeのPart 3に掲載されています。

2. 国際海上輸送に際しての標札 (Labelling)

IMDG Codeの表示および標札に関する規定は、第5章運送手続き (Consignment Procedures) のChapter 5.2 Marking and Labellingに記載されています。わが国では「危険物船舶運送及びび貯蔵規則」に定められた「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」により、個別危険物ごとの適用標札 (LABEL/PLACARD) が定められています (文末のウェブサイト参照)。

II. 航空輸送における危険物

国際連合危険物輸送専門家委員会は、航空輸送についても、国際連合危険物輸送勧告を2年ごとに発行しています。このほか国際原子力機関 (IAEA) では、放射性物質についての安全輸送手順を作成しており、放射性物質安全輸送規則 (IAEA TS-R-1) として発行されています。

国際民間航空機関 (ICAO) は、これら報告書をベースに航空機による危険物の安全輸送規則を作成しており、国際民間航空条約の第18附属書および航空による危険物の安全輸送に関する技術指針 (Technical Instruction) として法典化されています。国際航空輸送協会 (IATA) が作成したIATA危険物規則書は、これら技術指針のすべての要件を網羅しています。

1. 「IATA危険物規則書」における危険物の分類等

航空輸送の場合も危険物のクラス分類、区分、国連番号は、船舶輸送と同様に国連勧告に基づいていますので両者共通です。ただしIATA危険物規則書に掲載されている危険物リストもIMDG Codeと同じく国連番号の順ですが、国連番号が割り当てられていない物質には暫定的に8000番台のID番号が割り当てられています。8000番台の番号は、IATA危険物規則書で、マーキングと書類作成の際にUNの代わりに“ID”の接頭辞をつけて表示する必要があります。

2. 国際航空輸送に際しての標札

IATA危険物規則書の表示 (Marking) および標札 (Labelling) に関する規定は、同規則書第7章



特集

東日本大震災の国際ビジネスへの影響

トピックス

「国際価値連鎖の展開と通商政策への影響」に関する国際シンポジウムをWTOと共催



「国際価値連鎖」という新しい研究テーマについて、各国・各機関で独自の発展を遂げたさまざまなアプローチを比較検討し、その意味を改めて検証しました。

続きを読む

ジェトロなど4機関、「訪日外国人増加に向けた共同行動計画」を策定



4機関がそれぞれの強みを活かし、わが国の文化や産業を海外へ情報発信することで政策効果を高めていきます。

続きを読む